

平成 12 年 9 月 19 日

意 見 書

郵政省

「IT 革命を推進するための
電気通信事業における競争
政策の在り方」事務局 御中

郵便番号 530-6691

おおさかし きたく なかのしま 6 ちょうめ 2 ばん 2 7 ごう

住 所 大阪市北区中之島 6 丁目 2 番 2 7 号

おおさかめていあばーとかぶしきがいしや

名 称 及 び 大阪メディアポート株式会社

おおどい さだお

代表者の氏名 代表取締役社長 大土井 貞夫

「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」(平成 12 年 8 月 22 日)に関し、別紙の通り意見を提出します。

「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に関する意見

1. ネットワーク構造と電気通信事業の将来像

(1) 今後の技術動向とネットワーク構造の将来ビジョンについて

今後特に IP 関連の技術革新が急速に進展すると考えます。

ネットワークについては、バックボーンは光ファイバーによる IP ベースの大容量バックボーンが主流になると考えます。一方でアクセス網は当面 xDSL, 無線アクセス, CATV 活用等技術開発とも相まって多様化が進むと考えられますが、最終的には光ファイバーアクセスに帰着すると考えています。

(2) サービスの多様化、高度化の将来ビジョンについて

ネットワークの IP 化で、サービスの統合化が低価格で実現できるようになると考えます。音声についても IP 化が進むと考えます。

(3) 電気通信事業の将来ビジョンについて

ユーザーサイドから電気通信事業に求められる事項（期待される事業者像）は、「あらゆる通信サービスをトータルかつ安価に提供できること」にあると考えます。

通信サービスのグローバル化は、今後通信サービスの IP 化と共に益々進展すると考えられることから、電気通信事業者のグローバル化も進んでいくと考えます。

2. 競争政策の基本的枠組み

(1) ネットワーク構造の変化に対応した競争政策の基本理念について

競争政策の基本理念は、「独占又はか占の排除」であると考えます。従いまして、我が国のように独占体制から自由競争へ移行する過程にあり、現にドミナントな事業者が存在する場合には、政策として適切な規制を行なうことで、自由競争環境を整備していく必要があると考えます。

(2) 公正競争条件の確保方策について

行政の競争監視・紛争裁定機能を強化するためには、利害得失から独立した中立かつ強力な機関が必要であると考えます。

(3) 地域通信市場における競争を促進する抜本的方策について

現在のアクセス網は、100 年以上の歳月をかけて、法的独占経営の下で、非課税措置や法律による電信電話債券の加入者による強制引受制度等の各種の優遇措置の下で構築されて

きたこと、アクセス網を構築する工事の高コスト性、困難性等を考慮すると、アクセス網の競争促進には限界があると思っております。従いまして、ボトルネックとなっているMDF以下のメタル加入者回線及びCTF以下の光ファイバー加入者回線については、国がNTT地域会社から買い取り、加入者回線の建設・管理を行う公平な機関によりNTT地域会社も含む全ての事業者を対象に加入者回線を貸し出す仕組みをつくり、NTT地域会社と他の事業者が地域通信市場においても、公平に競争を行える土壌をつくるべきと考えます。なお、今後のNTTの在り方についてもこのことを考慮の上、ご検討いただきたいと思います。

(4)利用者利益の確保からみた非ドミナント事業者に対する規制緩和について

現在、第一種電気通信事業者は、電気通信事業法により、電気通信役務の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けています。また、電気通信役務の種類を変更する場合、郵政大臣の許可を受けることになっています。当然、新しい通信サービスの提供に際しても、約款の認可や役務の種類の変更許可が必要となりますので、利用者ニーズに応じた機動的で迅速なサービスの開発、提供を一層進めていくために、契約約款の認可制度及び役務の種類の変更許可制度については廃止し、利用者保護の観点から、利用者に不利益が生じた場合に迅速なクレーム処理、業務改善命令等のアフターフォローのできる仕組みを設置すべきと考えます。

(5)自由競争の環境整備からみた非ドミナント事業者に対する規制緩和について

現在の接続に関する制度は、事業者間で接続の可否及び条件を協議し、合意が成立すれば接続が実現する仕組みになっており、郵政大臣の認可を要することになっています。しかし、接続の基本的ルールが策定され、接続の円滑化も進んでいることから、事業者間の接続(接続協定、事業者間精算料金)に係る認可制度については廃止すべきと考えます。ただ、当事者間で協議が整わない場合の申立を受ける仕組みについては、公共の利益確保の観点から継続すべきと思います。

3. NTTグループの位置づけと公正競争の確保

(1)NTT再編成の評価と意義について

NTTの再編成については、電気通信市場における競争の促進を目的として行われましたが、再編前のNTTと競争者との間の競争が、再編後においては、NTT持株会社の下のNTT各子会社とその競争者との競争に変わっただけで、NTT地域会社の各地域間の相互参入による直接競争やNTT長距離会社の地域通信市場への参入によるNTT地域会社との競争も起こっていない等、実質的な競争関係にあまり変化が見られず、現在のところ、その期待された効果は必ずしも現れていないように思います。このように、再編から1年余りで、地域通信分野の競争の進展、経営の合理化や地域の料金の低廉化の成果等が

見極められていない現時点において、NTT法上の規制緩和やNTT再々編の検討を行うのは時期尚早であり、今一度、NTTに対して、NTT再編の意義に沿った一層の真摯な対応を促すことが先決であると考えます。具体的には、再編後の実施計画の進捗やグループ内取引の状況等、並びにNTT地域会社とNTT長距離会社の一体営業、人員配置のアンバランス等NTTグループの問題点等について、早急にフォローアップを図るべきと思います。

4. ユニバーサルサービスの確保

(1) ユニバーサルサービスのコスト負担について

地域通信市場における競争の進展、移動体電話の急速な普及、接続制度の動向等、ユニバーサルサービスをめぐる環境変化を踏まえつつ、現行方式の見直しを検討する必要があるとは思いますが、市場における競争を歪めることのないように留意して慎重に検討を進めるべきと考えます。

現在、NTT地域会社はユニバーサルサービスの提供を行っていますが、その中で本当にコスト割れしている地域がどのくらい存在するのかは、本格的な競争が行われてみないとわからない側面があります。競争の導入によりコスト割れとなる地域を明らかにした上で、透明な形でコスト公表を行うとともに、競争の導入によりサービスの確保が困難になる地域については、ユニバーサルサービスの負担を全て事業者の負担とする方式だけではなく、社会政策的に別の形で負担する方法についても検討を行うべきと思います。また、ユニバーサルサービスのコスト算定に用いるコスト範囲については、現在のアクセス網が、法的独占経営の下で、非課税措置や法律による電信電話債券の加入者による強制引受制度等の各種の優遇措置の下で構築されてきたことから、設備コスト全てを対象とするのではなく、設備に係る保守、運用コストのみを対象とすべきと考えます。

6. 電気通信事業における研究開発体制の在り方

(1) 我が国の技術水準の維持と国際競争力の確保のための方策について

応用研究については、通信事業者やメーカーが民間会社として自由に研究開発競争を行なうことが、研究開発の活性化および競争力の確保のために、適当であると考えます。

一方、基礎研究については、その成果が必ずしも直ぐにビジネスに結びつくとは限らないという性質などから、国の研究機関や大学が中心となって進めることが、基礎研究水準の維持・向上のためにも必須であると考えます。またそのためには、公的支援等による活性化施策についても、議論していく必要があると考えます。

7. 利用者利益の確保方策

(1) パブリックコメント制度について

パブリックコメント制度をいち早く導入してきたことは高く評価しておりますが、意見

募集期間が短いことがあること、行政の決定プロセスや判断基準が難解であることがありますので、この点の改善を要望します。

以 上